

	<p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新市建設計画について ・第6回協議会の開催日程等について ・新市のまちづくり講演会の開催について 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の作業状況及び策定までの今後の予定を報告 <p>平成16年10月26日(火) 田原市役所 第1委員会室 【第3回】 平成16年10月26日(火) 講師：河合秀敏 氏 場所：田原文化ホール</p>
<p>会議の経過 別添のとおり</p>		
<p>会議資料</p>	<p>別添のとおり 第5回田原市・渥美町合併協議会 会議次第 田原市・渥美町合併協議会 第5回会議資料</p>	
<p>会 議 録 の 確 定</p>		
<p>確 定 年 月 日</p>		<p>署 名 押 印</p>
<p>平成 年 月 日</p>		<p>署名委員 印 印</p>

**田原市・渥美町合併協議会委員等名簿
(出欠簿)**

区 分	職 名 等	氏 名	出席	欠席
会 長	田原市長	白 井 孝 市		

区 分	職 名 等	氏 名	出席	欠席	
第 7 条第 1 項 第 1 号委員	渥美町長 (副会長)	原 功 一			
第 7 条第 1 項 第 2 号委員	田原市議会議員	蘭 保 則			
	渥美町議会議員	小 川 藤 吾			
第 7 条第 1 項 第 3 号委員	田 原 市	自治会代表	小 林 舜 治		
		青年代表	河 谷 伸 久		
		女性代表	富 田 さ よ 子		
		農業団体代表	岡 本 ま 勝		
		商工団体代表	鈴 木 よ し 喜 玄		
		臨海企業代表	山 田 と し 俊 郎		
	渥 美 町	自治会代表	山 本 た か ま 正		
		青年代表	宮 田 な お ゆ き 行		
		女性代表	杉 浦 み き お 操		
		農業団体代表	伊 藤 よ し 欣 夫		
	商工団体代表	渡 會 か ず あ き 昭			
計	(田原市 7 人・渥美町 7 人)	14 人			

区 分	職 名 等	氏 名	出席	欠席
第 11 条第 1 項 顧問	愛知大学名誉教授	河 谷 ひ で と し 敏		
	(社)東三河地域研究センター常務理事	戸 田 と し ゆ き 行		
	愛知県東三河事務所長	な つ め や す た か 孝		

第5回田原市・渥美町合併協議会会議録

発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局長	<p>お忙しいところを、また、今日はあいにくの天候となりましたが、定刻となりました。第5回田原市・渥美町合併協議会を始めさせていただきます。</p> <p>開会に当たりまして、会長からあいさつをいただきますので、よろしくお願い申し上げます。</p>
議長	<p>それでは、皆様、こんにちは。</p> <p>今日は足元の悪い日となりましたが、明日、台風も来るかもしれないということで、大変心配いたしております。</p> <p>このところ、台風のほうも、本当にこの地域はおかげで難を逃れておりまして、ありがたいなと思ったけれど、どうも明日のやつは心配でございますので、もう少しそれてくれないかなと思っておる次第でございます。</p> <p>さて、そうした背景の中でございますが、大変ご多用の中、第5回の田原市・渥美町合併協議会を開催いたしましたところ、委員さん方には全員ご出席を賜りまして、ありがとうございます。</p> <p>なお、顧問の河合秀敏先生は今日、ご都合により欠席をされておりますので、お願いをいたします。</p> <p>それから、なお、本日は、夜でございますが、第2回の「新しいまちづくりを目指して」ということで、皆様方に講演会をと思っておりますので、また、協議が終わり次第、夜のほうもひとつお願いを申し上げたいと思います。</p> <p>それでは、ただいまから順次入らさせていただきますと思いますので、また、ご協力のほどをお願い申し上げて、ごあいさつといたしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、早速、本日の議事に入ってまいりたいと思います。</p> <p>以後の議事の取り回しにつきましては、会長にお願い申し上げます。</p>
議長	<p>それでは、規約会議運営規程にもたれまして、会議の進行をさせていただきたいと存じます。</p> <p>本日は、先回の協議会で提案をさせていただきました11件のうち、「消防団の取扱い」につきましては、調整方針に追加変更が生じたため、再提案をお願いすることといたします。したがって、「一部事務組合等の取扱い」、「使用料、手数料等の取扱い」、「諮問機関等の取扱い」、「補助金・交付金等の取扱い」、「町名・字名の取扱い」、「慣行の取扱い」、「国民健康保険事業の取扱い」、「介護保険事業の取扱い」、「行政区の取扱い」及び「公共的団体等の取扱い」の10件についてご確認をいただきますとともに、新たに基本項目でございます「合併の期日」、調整が整ってまいりましたので、「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」を、さらに協定項目D群で総括的な調整方針を定めました「各種事務事業の取扱い」のほか「国際交流・広域交流」等を始めとした14件の個別の事務事業の取扱いについてご提案をさせていただきますので、委員の皆さんのご意見を伺ってまいりたいと思います。</p> <p>たいへんになりますが、ぜひお話しを、またご協力のほど、お願い申し上げます。</p>

<p>事務局長</p>	<p>と思います。</p> <p>それでは、ただいまの出席委員は14名でございます。定足数に達しておりますので、第5回田原市・渥美町合併協議会を開催をさせていただきます。</p> <p>審議に先立ちまして、会議録署名委員の指名をさせていただきます。</p> <p>会議録署名委員に岡本 勝委員、伊藤欣夫委員のご両名をお願いを申し上げたいと思います。よろしく願いをいたします。</p> <p>それでは、議事に入らせていただきます。</p> <p>協議第16号「一部事務組合等の取扱い」についてを議題といたします。事務局、説明をしてください。</p> <p>それでは、ただいま議題となりました協議第16号「一部事務組合等の取扱い」についてご説明申し上げます。</p> <p>資料は1ページをご覧くださいと思います。</p> <p>一部事務組合等の取扱いについての調整方針といたしましては、「1 田原渥美清掃施設組合及び田原渥美視聴覚ライブラリー協議会については、合併の日の前日をもって解散する。</p> <p>なお、田原渥美清掃施設組合については、次のとおりとする。</p> <p>(1)田原渥美清掃施設組合の事務及び財産は、田原市が引き継ぐものとする。</p> <p>(2)田原渥美清掃施設組合の一般職の職員は、すべて田原市の職員として身分を引き継ぐものとする。</p> <p>(3)田原渥美清掃施設組合の一般職の職員の給与、任免、配置その他の身分の取扱いについては、田原市の職員との均衡を考慮して公正に取り扱うものとする。</p> <p>2 愛知県市町村職員退職手当組合、豊橋田原渥美広域市町村圏協議会、東三河地方教育事務協議会及び田原渥美土地開発公社については、渥美町は合併の日の前日をもって脱退する。」とするものでございます。</p> <p>それでは、提案の理由等につきましてご説明申し上げます。</p> <p>資料を1枚はねていただきまして、2ページをご覧くださいと思います。</p> <p>この2ページ、3ページでは、地方自治法に基づきまして、市町村の事務の一部を共同するために設置された一部事務組合という特別地方公共団体を掲載させていただいております。</p> <p>最初に、田原渥美清掃施設組合でございますが、当組合は、この地域のし尿処理業務を行っておりまして、構成団体は田原市と渥美町でございます。合併しますと共同処理ということではなくなることから、当然解散し、田原市がその事務を引き継ぐこととするものでございます。解散に伴いまして、特別職の職員は失職することとなりますが、一般職の職員は一部事務組合という特別地方公共団体の職員として、現在は田原市と渥美町の事務の一部を共同処理している方々でございまして、組合雇用の職員6人につきましては、渥美町の一般職員と同等の取扱いをすることが適当であると思われまので、すべて田原市の職員として身分を引き継ぐものとするものでございます。</p> <p>続きまして、3ページの愛知県市町村職員退職手当組合でございますが、愛知県内の61の市町村と30の一部事務組合の職員の退職手当に関する事務を行っている組合でございまして、この地域では両市町と田原渥美清掃施設組合が加入をしております。こちらにつきましては、両市町以外の加入の団体もございまして、渥美町が脱退するものとするものでございます。</p> <p>次に、1枚はねていただきまして、4ページから6ページをご覧くださいませ</p>
-------------	--

	<p>市町村の事務の一部を共同して管理・執行する。あるいは、広域にわたる総合的な計画を共同で作成するなどのために設置された協議会等でございます。</p> <p>協議会は、関係市町の長などの名において、担任する事務を管理し、執行するもので、一部事務組合とは異なりまして、その性格上、関係市町の職員が事務処理を行い、財産などは関係市町に属するものでございます。</p> <p>4ページに掲載の豊橋田原渥美広域市町村圏協議会でございますが、これは、豊橋市と田原市及び渥美町が相互に協力して、圏域内の広域市町村計画の策定、あるいは地域の広域的な投資事業の実施調整などを行っていますが、この協議会につきましては、ほかの構成団体もございますので、渥美町が脱退とするものでございます。</p> <p>次に、5ページ掲載の東三河地方教育事務協議会でございますが、この協議会では、関係市町の教育委員会の一部の事務を共同して管理・執行していますが、これも他に構成団体がございますので、渥美町が脱退するものでございます。</p> <p>続いて、6ページに掲載の田原渥美視聴覚ライブラリー協議会でございますが、視聴覚教育に関する事務を共同で管理する協議会でございますが、この協議会は、合併する2つの市町のみによる設置でございますので、合併によりまして、清掃施設組合と同様に解散をするものでございます。</p> <p>次に、7ページをご覧くださいと思います。</p> <p>田原渥美土地開発公社でございますが、この公社は、公共用地の取得や土地造成事業を行うために設立されたもので、構成市町は両市町のみでございますが、法律によりまして、単独の市町村で公社の設置ができます。また、市が計画している主要な建設事業用地等を先行して取得するなど、大きな役割もございますので、解散はせず、渥美町が脱退とするものでございます。</p> <p>なお、渥美町が脱退をするものにつきましては、その後、田原市が渥美町分を継承することとなります。</p> <p>以上で、協議第16号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、説明が終わりましたので、質疑に入ります。ご意見でも結構です。ございましたらお出しいただきたいと思います。</p> <p>ご質疑等ございませんか。</p> <p>それでは、特にご意見等もないようでございますので、本案の採決をさせていただきます。</p> <p>協議第16号「一部事務組合等の取扱い」についてを原案どおり決することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございます。ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり確認をされました。</p> <p>次に、協議第17号「使用料、手数料等の取扱い」についてを議題といたします。事務局、説明をしてください。</p>
<p>事務局長</p>	<p>それでは、続きまして、協議第17号「使用料、手数料等の取扱い」についてご説明申し上げます。</p> <p>資料は15ページをお願い申し上げます。</p> <p>使用料、手数料等の取扱いについての調整方針については、「1 使用料</p>

	<p>については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設等の使用料は、施設の規模、実態等を考慮し調整を図るものとする。</p> <p>2 手数料については、原則として合併時に田原市の制度に統一する。」とするものでございます。</p> <p>それでは、理由等についてご説明申し上げますので、資料は16、17ページをお開きくださるようお願いいたします。</p> <p>まず、使用料でございますが、掲載してございますように、両市町で差異のある使用料といたしましては、斎場使用料と行政財産使用料が、それから、1枚はねていただきまして、18ページ以降にその他の公の施設の使用料として掲載がしてございます。</p> <p>公の施設等の使用料につきましては、その料金算定におきまして、それぞれの施設の規模、実態等が異なっているという前提がございますし、住民の皆様には直接影響もあり、急激な変化は避けるべきだと考えられますので、原則として現行のとおりとするものでございます。</p> <p>ただし、同じ市内で同一、又は類似する施設を利用する場合に料金が異なるということは問題もございますので、そういった施設の使用料については、現状をベースに経過措置等も視野に入れながら検討しまして、適正な料金のあり方について調整してまいりたいとするものでございます。</p> <p>なお、水道料金、下水道及び農業集落排水の使用料並びに保育料につきましては、別の協定項目で調整方針を提案しまして、ご協議をいただくこととなりますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>次に、手数料でございますが、これは、旧渥美郡3町時代から調整しながら設定してまいってきておりますので、大部分のものは同一でございますが、17ページに掲載されたものは統一がされておられません。したがって、このような事務手数料は同一事務を行う費用でもありますので、田原市に統一するものとするものでございます。</p> <p>以上で、協議第17号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。</p>
議長	<p>ご苦労さま。説明が終わりましたので、質疑に入ります。ご意見でも結構でございます。ございましたら出してください。</p>
	<p>はい、どうぞ。</p>
関委員	<p>使用料について、現行のとおりとするということで、実態を考慮し、調整を図るという、おおむねこれはどのぐらいを目途に調整を図って行かれるのか、その辺の予定というのはありますか。</p>
議長	<p>はい、どうぞ。</p>
事務局長	<p>合併につきましては、速やかに一体化を図っていくというのが大きな目的でございますが、これは赤羽根町のときと同様で、おおむね3年を目途に、中の相違のあるものについては一体化を図っていくという方針で取り組んでまいりたいと思っております。</p>
	<p>以上でございます。</p>
議長	<p>ほかにご質疑等ございませんか。</p>

	<p>それでは、ご意見等もないようでございますので、採決を行わせていただきたいと思います。</p> <p>協議第17号「使用料、手数料等の取扱い」についてを原案どおり決することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございます。ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり確認をされました。</p> <p>なお、少し気温が上がってきたような気がしますので、暑かったらどうぞ自由に上着をとっていただきたいと思います。</p> <p>それでは、次に、協議第18号「諮問機関等の取扱い」についてを議題といたします。事務局、説明をしてください。</p>
<p>事務局長</p>	<p>それでは、引き続きまして、協議第18号「諮問機関等の取扱い」についてご説明申し上げます。</p> <p>資料につきましては31ページをお願いいたします。</p> <p>諮問機関等の取扱いについての調整方針といたしましては、「両市町に置かれている諮問機関等は、田原市に統合するものとする。</p> <p>なお、独自に置かれている諮問機関等については、実態を考慮し整備するものとする。</p> <p>委員構成については、両市町の長が別に協議して定めるものとする。」とするものでございます。</p> <p>それでは、提案理由等についてご説明申し上げますので、32ページをお開きいただきたいと思います。</p> <p>まず、ここに掲載した各行政委員会でございますが、公平委員会につきましては、田原市は他の県内の市と同様に設置しておりますが、渥美町は愛知県の人権委員会へ事務委託をしております。このほかに、両市町には教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会の4つの行政委員会と、別の協定項目で協議を行います農業委員会をあわせて6つの行政委員会がございます。</p> <p>これらの行政委員会は、地方自治法の規定に基づき、それぞれ関係する法律の定めにより、その設置が義務付けられているものでございます。</p> <p>次に、附属機関でございますが、田原市には、総合計画審議会を始めとして22の附属機関、それから、渥美町も同様に18の附属機関がございますが、これはともに両市町の条例により設置されているものでございます。</p> <p>このほか、その他でございますが、33ページの下の方から34ページにかけて掲載しておりますように、明るい選挙推進協議会以下、田原市で18、渥美町に16のその他の附属機関等がございます。これらはともに両市町の規則や設置要綱等により設置されているものでございます。</p> <p>これらの附属機関、その他の附属機関の諮問機関等につきましては、合併後は田原市に統合するものとし、両市町独自の諮問機関等はその実態を考慮の上、整備するものとするものでございます。</p> <p>なお、委員構成につきましては、組織の精査も必要となつてまいりますので、両市町の長にこの協議をゆだねさせていただくものでございます。</p> <p>以上で、協議第18号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。</p>

議長	<p>それでは、説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。ご質疑、ご意見等お出しいただきたいと思います。</p> <p>ご質疑等ございませんか。</p> <p>それでは、特にないようでございますので、協議第18号「諮問機関等の取扱い」についてを原案どおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長	<p>ありがとうございます。ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり確認をされました。</p> <p>次に、協議第19号「補助金・交付金等の取扱い」についてを議題といたします。事務局、説明をしてください。</p>
事務局長	<p>それでは、続いて、議題となりました協議第19号「補助金・交付金等の取扱い」についてご説明申し上げます。</p> <p>資料は39ページをお願いいたします。</p> <p>補助金・交付金等の取扱いについての調整方針といたしましては、「補助金・交付金等の取扱いについては、従来からの経緯、実績等に配慮し、原則として次の区分により調整するものとする。」という方針で、3点を上げまして、その第1点目として、「(1)両市町で同一あるいは同種の補助金等については、田原市の制度に統一する。(2)両市町独自の補助金等については、両市町全体の均衡を保つように調整する。(3)他の補助金等に整理統合できる補助金等については、統合の方向で調整する。」とするものでございます。</p> <p>それでは、その理由等についてご説明申し上げます。</p> <p>41ページから49ページまでに両市町で補助金・交付金等を交付している団体について、団体補助と事業補助別に整理するとともに、国や県の補助金を受けているものと市町単独のものに区分した上で、それが両市町で同一、あるいは同種のものとそうでないものに分類し、一覧表として掲載させていただいております。</p> <p>この調書に掲載のように、両市町では、地域の振興、発展を図るための施策として、各種団体に対する財政的な支援措置、奨励的な補助、育成にかかる補助や各種事業に対する補助等を行っておりますが、その補助金等の交付団体や対象事業は、それぞれの市町の伝統文化や社会的条件も異なっているため、必ずしも画一的でなく、交付条件等も異なっていることから、合併に際しては調整が必要になってまいります。</p> <p>この調整に当たりましては、関係団体との協議調整はもちろんのことでございますが、補助金等の交付にかかわる従来からの経緯や実情等を勘案し、合併後の新市のまちづくりの方向性や財政状況等に配慮しながら、調整していく必要があります。したがって、これらについては、今後、関係団体とさらなる調整が必要となってまいりますので、協議会でご確認をいただく範囲は、冒頭で申し上げた3点の調整方針により、調整させていただきたいとするものでございます。</p> <p>以上で、協議第19号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。</p>
議長	<p>それでは、説明が終わりましたので、ご質疑、ご意見等ございましたらお出しいただきたいと思います。</p> <p>それでは、ご意見等もないようでございますので、協議第19号「補助金・交付金等の取扱い」についてを原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。</p>

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

ありがとうございます。ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり確認をされました。

それでは、次に移らせていただきます。

本日、ご確認をいただく協議件数も多くございますので、協議第20号の「町名・字名の取扱い」についてと、協議第21号「慣行の取扱い」についての2件を一括して議題といたします。事務局、説明をしてください。

事務局長

それでは、ただいま一括議題となりました協議第20号「町名・字名の取扱い」についてからご説明申し上げます。

資料は51ページをお願い申し上げます。

町名・字名の取扱いについての調整方針といたしまして、「渥美町の町・字の名称及び区域は、基本的に現行のとおりとし、「大字」、「字」を削除した名称に変更する。

ただし、これにより難しい場合については、必要に応じ、変更を行うものとする。」とするものでございます。

それでは、その理由等についてご説明申し上げますので、資料は1枚はねていただきまして、52ページをお願いいたします。

現在、田原市には町が24、その他が10ございます。一方、渥美町には大字が20、字が816ございます。町名・字名の取扱いにつきましても、過去の合併事例等を見ましても、そのほとんどが合併時の混乱を避けるために、必要最小限の変更にとどめ、できる限り従来の町名・字名を使用する取扱いが行われています。

ただし、同一、または類似の町名・字名が存在している場合は、戸籍関係や郵便などの住民生活に混乱を招くおそれも出てまいりますので、この部分についてのみの変更をする取扱いをしております。

町名・字名はそこに居住する住民にとっては、長年にわたって慣れ親しんできたものでありますので、渥美町の場合におきましても、基本的に先進地と同様の取扱いをしてまいりたいとするものでございます。

具体的には、渥美郡渥美町の部分を田原市に置きかえまして、現在の大字名と字名をこれに続ける方法を基本といたしまして、調整してまいるものでございます。

ただし、この場合の方法として、大字の文字を削除して、これに町を付し、字の文字も削除して、番地に続けていくものとするものでございます。

一例を挙げてご説明いたしますと、「渥美郡渥美町大字古田字岡ノ越6番地4」の場合は「田原市古田町岡ノ越6番地4」に変更するのが基本となるものでございます。

なお、地域住民の方々の要望による従来の字区域の変更などにつきましては、今後、関係する方々との調整も必要となってまいりますので、協議会で確認していただく範囲は冒頭の調整方針にとどめさせていただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

以上で、協議第20号の説明とさせていただきます。

それから、引き続きまして、協議第21号「慣行の取扱い」についてご説明申し上げます。

資料は57ページをお願いいたします。

慣行の取扱いについての調整方針といたしましては、3点ございますが、「1

に制定することを検討するものとする。

なお、合併時までには制定できない場合は、制定までの間、旧田原町時に制定した旧田原町の町章、町民憲章、町の花・木を用いるものとする。

2 各種宣言 田原市の各種宣言を新市の各種宣言として用いるものとする。

3 表彰制度 渥美町の現行制度を廃止し、田原市において新たに創設する制度に統一するものとする。」とするものでございます。

それでは、その理由等についてご説明申し上げます。

資料は58、59ページをお開き願いたいと思います。

まず、市章、市民憲章、市の花・木等につきましては、田原市は、赤羽根町との合併がございましたので、新たなものへの制定を準備、検討しているところでございました。したがって、制定までの間、当面は田原町のものを用いてまいるということでございます。これらは、特に法令等に基づき制定されたものではございませんが、合併して新しい市が誕生するわけですから、新市の発展を期待し、改めて制定することが望ましいと考えられますので、新たな制定を検討するものでございます。

次に、各種宣言でございますが、現在、田原市では4件、渥美町では1件の宣言を行っていますが、宣言につきましては、田原町・赤羽根町の合併にも倣いまして、田原市の各種宣言を新市の宣言として用いてまいりたいとするものでございます。

また、59ページの一番最後のほうから60ページにかけて掲載の表彰制度でございますが、田原市では、赤羽根町との合併がございましたので、これも現在、新制度を創設すべく検討中でございます。したがって、表彰制度につきましては、田原市で新たに創設する制度に統一しようとするものでございます。

以上で、協議第21号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長

それでは、説明が終わりましたので、質疑に入ります。ご質疑、ご意見、両案につきましてそれぞれございましたらお願いをいたします。

ご質疑等ございませんか。

それでは、特にないようでございますので、順次、採決をさせていただきたいと思っております。

最初に、協議第20号「町名・字名の取扱い」についてを原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

ありがとうございます。ご異議なしとして決定をさせていただきます。

続きまして、採決を行います。

協議第21号「慣行の取扱い」についてを原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

ご異議ないものと認めます。よって、本案は原案どおり確認をされました。

それでは、次に、協議第22号「国民健康保険事業の取扱い」についてと協議第23号の「介護保険事業の取扱い」については、関連もございまして、一括して議題とさせていただきます。事務局、説明をしてください。

事務局長

それでは、一括議題となりました協議第22号、23号のうち、協議第22号「国民健康保険事業の取扱い」についてからご説明申し上げます。

資料は63ページをご覧くださいと思います。

国民健康保険事業の取扱いについての調整方針といたしましては、2点挙げさせていただきます。第1点目といたしまして、「保険給付事業については、合併時に田原市の制度に統一する。」2といたしまして、「保健事業については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から田原市の制度に統一する。」とするものでございます。

それでは、その理由等についてご説明を申し上げます。

ご案内のとおり、国民健康保険は、病気やけがに備えて加入者の収入に応じ、保険税を出し合い、そこから医療費を支出する相互扶助の制度でございますが、64ページをご覧くださいと思います。

ここには、平成15年度の決算におけます両市町の国民健康保険事業の概要を掲載させていただきました。

それでは、下段の給付事業の概要につきまして説明させていただきます。

まず、療養の給付でございますが、これは、病気やけがをして医療機関にかかった場合に、医療費の一部を負担するだけで、残りの費用は国民健康保険から支払いが行われます。

その次の、療養費でございますが、これは、旅行先でのけがなど、緊急時にやむを得ない事情で医療機関に保険証を提示できなかった場合、国民健康保険が支払うべき額が後で支給される制度でございます。

次に、高額医療費でございますが、これは医療機関に限度額を超えて医療費を支払った場合は、超えた分について国民健康保険から支給される制度となっております。

次に、出産育児一時金は、加入者が出産したときに支給されるもので、この支給額は両市町とも同額の30万円を支給しております。

また、葬祭費でございますが、加入者が死亡したときに支給されるもので、この支給額も両市町とも条例で定めておりまして、同額の7万円を支給しております。

ただいま申し上げました療養の給付、療養費及び高額医療費については、両市町とも国の制度に準じて実施しておりますし、出産育児一時金及び葬祭費についても、両市町とも支給額に相違がございませんので、これらの保険給付事業については、合併時に田原市の制度に統一するものとしてでございます。

続きまして、保健事業でございますが、両市町とも保健事業として実施しております実施内容や実施時期にかなりの相違がございます。合併が年度の中途が見込まれておりまして、現に進行している両市町の保健事業を合併時に直ちに統一することはできませんので、合併年度は現行のとおり、それぞれ実施し、翌年度から田原市の制度に統一するものとしてでございます。

以上が、協議第22号の説明とさせていただきます。

続きまして、協議第23号「介護保険事業の取扱い」についてご説明申し上げますので、資料は67ページをお願いしたいと思います。

介護保険事業の取扱いについての調整方針といたしましては、3点挙げさせていただきます。「1 被保険者の資格管理等に係る事務及び保険給付事業については、合併時に田原市の制度に統一する。

2 第1号被保険者の保険料については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度以降は新市において調整する。

3 介護保険事業計画については、新市において策定する。とするものとしてござ

います。

それでは、その理由等についてご説明申し上げます。

68ページ、69ページをお願いいたします。

ここには国保事業と同様、平成15年度決算におけます介護保険事業の状況を掲載しております。

調整方針の第1点目でございますが、被保険者証の発行、管理及び資格取得、喪失事務等の被保険者の資格管理に関する事務については、両市町とも同様の取扱いをしておりますし、訪問介護やデイサービス、あるいはショートステイなどに対する保険給付事業も両市町とも国の基準に準じて実施しており、同様の取扱いを行っておりますので、このような事務事業につきましては、差異がございませんので、合併時に田原市の制度に統一するものでございます。

次に、先に第3点目の調整方針で申し上げました介護保険事業計画につきましてご説明いたします。

介護給付などの対象サービスの見込み等を定める介護保険事業計画については、介護保険法に基づきまして、3年ごとに5年を一期として定めることとされております。したがって、両市町とも平成18年度から平成22年度までの5年の計画を平成17年度、来年度策定する予定でございましたので、新市において平成18年度からの計画を策定するものとなります。

戻りまして、調整方針の第2点目の、第1号被保険者にかかる保険料に関しましてご説明いたします。

65歳以上の方が対象となります第1号被保険者の保険料でございますが、保険料の算定に当たりまして、介護保険施設、サービス内容及びサービス利用の見込み量を勘案して決められるものでございます。

資料の69ページの保険料及び納付方法の欄にございますように、所得による5段階方式で、それぞれの市町で徴収されておりますが、サービス利用の見込み量等の違いによりまして、両市町では保険料が異なっております。この状況の中で、合併に合わせて保険料をどちらか一方に統一することは大変無理がございますので、新市で新たに策定する介護保険事業計画で調整してまいりたいとするものでございます。したがって、それまでの間は両市町の現行の介護保険事業計画を引き継ぎまして運用し、保険料につきましても現行のとおりとするものであります。

以上で、協議第23号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長

ご苦労さま。それでは、説明が終わりましたので、両案につきまして、ご質疑がございましたらお出しいただきたいと思っております。

ご質疑、ご意見ございませんか。

それでは、特にないようでございますので、1件ごとに採決をさせていただきたいと思っております。

最初に、協議第22号「国民健康保険事業の取扱い」についてを採決いたしたいと思っております。

本案につきまして、原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

ありがとうございます。ご異議なしと認めます。

次に、協議第23号「介護保険事業の取扱い」についてを採決いたしたいと思っております。

<p>議長</p>	<p>本案につきましても、原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>ありがとうございます。ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり確認をされました。</p> <p>次に、協議第25号「行政区の取扱いについて」及び協議第26号「公共的団体等の取扱いについて」につきましても、それぞれ地域との関連のある案件でございますので、一括して議題といたしたいと思っております。それでは、事務局、説明をしてください。</p>
<p>事務局長</p>	<p>それでは、続いて一括議題となりました協議第25号、26号についてご説明申し上げます。</p> <p>最初に、協議第25号「行政区の取扱い」についてご説明いたします。 資料は71ページをお願いいたします。</p> <p>行政区の取扱いについての調整方針といたしましては、「田原市の制度（校区総代制）を適用する。」とするものでございます。</p> <p>それでは、理由等についてご説明申し上げます。 1枚はねていただきまして、72ページをご覧くださいと思います。</p> <p>自治組織につきましては、目的はほぼ同じでございますが、呼称が両市町とも異なっており、渥美町では26の地区にそれぞれ1名の駐在員が、一方、田原市におきましては77の地区にそれぞれ1名の地区総代が置かれております。</p> <p>また、田原市では小学校単位で校区総代を置き、その校区の取りまとめや地区の総括などを行ってきております。</p> <p>地区総代、駐在員は地域コミュニティ活動のリーダーであり、市町と地域のパイプ役として重要な役割を担っておるわけでございますが、本制度は、合併後も引き続き導入してまいりたいと考えておりますので、現在の両市町の各地区の制度はそのまま存続するものいたします。</p> <p>また、合併をいたしますと地区の数も大変多くなりますので、地区の取りまとめ、行政と地区との橋渡し役といたしまして、現田原市の制度でございます小学校校区単位から代表する校区総代制を適用してまいりたいとするものでございます。</p> <p>現在、小学校の数は田原市が12校、渥美町が8校ございまして、その各校区から校区総代を選任していただくもので、全体では20名の校区総代の数になるかと思っております。</p> <p>また、この制度を導入することにより、校区単位のコミュニティ活動の充実を図るために、活動拠点施設の整備等が必要になることから、校区単位に市民館の整備を行ってまいりたいものでございます。</p> <p>また、73ページに掲載してございますように、両市町で異なっております校区や地区への助成金及び奨励金並びに校区総代等への身分の取扱いなどにつきましても、両市町で差異がございますので、一部奨励金等見直しを検討した上で、田原市の制度を適用してまいりたいとするものでございます。</p> <p>以上で、協議第25号の説明とさせていただきます。 続きまして、協議第26号「公共的団体等の取扱い」についてご説明申し上げます。</p> <p>資料は75ページをお願いいたします。</p> <p>公共的団体等の取扱いについての調整方針といたしましては、「公共的団体等については、それぞれの実情を尊重しながら、その実態について調整に努めるもの</p>

とする。」1つ目の「両市町共通の団体について」でございますが、第1点目に、「合併後の一体性を保つため、できる限り合併時に統合できるように調整に努める。」、2点目として、「国・県の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言、指導等をもとに、そのあり方について協議する。」、3点目といたしまして、「統合に時間を要する団体については、将来の統合に向け調整に努める。」の3点の方法によりまして調整することといたします。

2つ目の「両市町独自の団体について」は、「原則として、現行のとおりとする。」とするものでございます。

それでは、その理由等についてご説明申し上げます。

地方自治法では、公共的団体等の取扱いについては、普通地方公共団体の長は、その公共的団体等の活動の総合調整を図るために、これらを指揮監督できると規定されており、また、合併特例法では、公共的団体等は合併に際し、新市の一体性の速やかな確立のため、その総合調整を図るよう努めなければならない。と規定されております。したがって、できるだけ公共的団体等の統合がされるよう、基本的な考え方を検討しておくことが必要でございます。

両市町には資料の76ページから79ページにかけて掲載してございますように、それぞれ規模別にも目的別にもさまざまな公共的団体が多数ございますので、これらの団体につきましては、各市町共通の団体と各市町独自の団体に区分し、それぞれの区分に従い調整を行うものでございます。

なお、ただいま申し上げました公共的団体の取扱いに関する考え方は、行政サイドからの判断によって1つの方向性を打ち出したものでございまして、それぞれの団体との個別調整は現時点ではいたしておりません。したがって、具体的な各団体との調整作業は、今後必要に応じて、行政が関与しつつ、各種団体において取り組んでいただくことになろうかと存じます。

以上で、協議第26号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長

ご苦労さま。それでは、協議第25号、第26号の2案につきまして、ただいま説明をさせていただきます。ご質疑、ご意見等ございましたらお出しいただきたいと思っております。

特にご質疑、ご意見等もないようでございますので、順次、採決を行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

最初に、協議第25号「行政区の取扱い」についてを採決いたしたいと思っております。

本案につきまして、原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

ありがとうございます。ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり確認をされました。

続いて、採決を行います。

協議第26号「公共的団体等の取扱い」についてを原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

ありがとうございます。ご異議なしと認めます。

それでは、本日はご確認をいただく事項につきましては、以上でございます。

なお、21日議案につきましては、冒頭申し上げましたように、一部追加変更が

	<p>ありますので、本日は確認をせずに、次回にしたいと思いますので、今日は変更内容について、後ほど説明をさせていただきたいと思います。</p> <p>それでは、確認事項が終わりましたので、少し時間が早いですが、ここで10分間休憩をいたしたいと思いますので、半から開会をいたしたいと思います。</p> <p>暫時休憩をいたします。</p> <p style="text-align: right;">午後 2 時20分 休憩 午後 2 時30分 再開</p>
議長	<p>それでは、おそろいのようにございますので、再開をさせていただきます。</p> <p>ただいまから提案をさせていただきますのは、再提案を含めまして18件の提案事項でございます。大変たくさんございますが、一服後ということで、ひとつまた、それぞれ頑張ってお願いを申し上げたいと思います。</p> <p>それでは、最初に再提案されました協議第24号の「消防団の取扱いについて」を議題といたします。事務局、説明をしてください。</p>
事務局次長	<p>それでは、先回、提案させていただきましたが、改めて提案をすることとさせていただきます。協議第24号「消防団の取扱いについて」、協定項目番号21番についてご説明を申し上げます。</p> <p>資料の83ページをご覧ください。</p> <p>こちらの調整方針といたしましては、「消防団は田原市に統合し、報酬及び費用弁償等については田原市の制度に統一する。</p> <p>分団編成については、合併時まで、田原市の現行9分団を6分団に、渥美町の現行9分団を3ないし4分団とすることを目標に再編するものとする。」とすることです。</p> <p>1枚めくっていただきまして、84ページには具体的な状況等ございます。</p> <p>再提案につきましては、消防団の分団等の組織につきましては、住民の皆様も大変関心が高く、緊急性の高い分野でございますし、検討も進みしましたので、より詳細に決めておこうというもので、分団編成につきまして加えさせていただきました。</p> <p>現在、分団数につきましては、田原市が9分団、渥美町が9分団、ポンプ車の体制は、田原市が1分団にポンプ車2～3両、それから、渥美町が1分団1車両となっております。その体制が異なっております。したがって、両市町の均衡、消防行政の効率化なども考慮いたしまして、分団編成につきましては、田原市6分団、渥美町3ないし4分団を目標に、各市町が合併時まで調整し、再編を進めるというものでございます。</p> <p>その他の報酬及び費用弁償等は、先回、説明させていただいたとおり、田原市の制度で実施するものでございます。</p> <p>以上で、消防団の取扱いにつきましての再提案の説明を終わらせていただきます。よろしく願います。</p>
議長	<p>それでは、説明が終わりましたので、ご質疑等ございましたらお出しいただきたいと思っております。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
河合委員	<p>現在の田原市の中の消防団を再編したいという考えですが、</p>

以前からあったと思いますけれど、議論がなされてきたところではないかと思われます。消防団の方は聞いておられると思いますけれど、まだ十分に地元の役員さんなど、調整が整っていないと思われますので、消防団員の士気の低下につながらないように、慎重に配慮して、調整していただけることをご要望いたします。

次に、質問ですけれど、消防団員は、火災の初期消火だけではなく、地域の防災活動の担い手として幅広く活動し、東南海地震などでも消防団に寄せる期待は大きいものがあると感じております。

また、現在、地元で職場を有していないサラリーマンの方の団員さんなど、たくさんおられまして、火災が起こったときに消防の分団詰所に数人しか集まることができなくて、すぐに消防車を出すことができないというようなこともあると聞いております。現在、1車両30名ほどで運営されていると伺っておりますが、それも20名ほどに縮小される考えがあると伺っております。合理化と申しましうか、再編される話があるというふうに伺っております。そうすると、強いては住民サービスの低下につながりかねないことかなと心配されてもおりますが、いかがでしょうか。

また、他市町村の場合だと1車両何名ほどで運営されているのか、もし、わかれば教えていただきたいと思っております。

以上です。

議長

事務局、お願いします。

事務局長

今回、再提案させていただきました消防団につきましては、その消防団の組織につきまして、実は、まず、田原町と赤羽根町の合併の際の消防団の取扱いで、調整方針で新市においては検討委員会を設置して、適正な消防団組織の体制について検討するということが調整方針にございました。それを受けて、今回、こうした検討会等が開催されて、前回では提案できなかったわけですが、地域の消防団にも、末端消防のほうで説明をおろしていくという方針が出てまいりましたので、調整方針に追加させていただいたのが今回の理由でございまして、士気の低下を招かぬよう、当然、配慮して、分団の再編には、今後、今、説明が始まって、これから検討調整がなされていくと思いますので、そういったことを配慮して進んでいくと思います。

それから、今、もう一方で質問のございました団員さんの考え方だと思います。

合計ですと850名を超える消防団員さんが田原市と渥美町には、一緒になるとそうなるわけでございます。1車両20名ぐらいの配置でというような、これは1つの考え方の目安だと思うんです。と申しますのも、地域によって、今、見ますと、団員さんの数はかなり違います。一番多いところで、神戸分団で88人おられるようです。それから、渥美町さんの少ないところでは、西部第3分団の団員さん25人というふうに聞いております。そこらも含めて再編して、それでは、車両を配置して、1車両20名ずつの基準でいいかというのは、これはちょっと、大きな見方としては、その地域によってはサラリーマンが多いところ、あるいは自営業の方々が多いところですので参集できる体制が違うかと思っておりますので、なかなか1つの指針としては示しにくいかと思っておりますが、これは全般を見た考え方だと思います。したがって、20名については今後もそれぞれ検討がなされていくかと思っておりますが、ただ、今後の消防分科会等、引き続いてこの再編、あるいは消防団の組織のあり方、団員の数というものを検討していくということを聞いておりますので、また市民の皆さんには随時おにうしていただく機会がますます多くなってまいります。始まり

	<p>あるということをご理解いただきたいと思います。</p> <p>それから、その数がほかに比べて多いかどうかということですが、ちょっと手元に資料がございませんが、ただ、合併いたしました数としては、県下でもかなり上位のほうだというふうに記憶しております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>よろしいですか。</p> <p>では、ほかに。どうぞ、関さん。</p>
関委員	<p>再編の目標が合併時までということになっておりますが、こういう分団の再編でスタートするのは、この合併時にスタートするのか、それとも次の年度にするのか、ちょっと、なかなか年度途中で再編でスタートするというのは難しいような気がするけれど、その辺はどうでしょう。</p>
事務局長	<p>分団再編につきましては、この調整方針では、合併時までと掲載させていただきましたが、実態といたしましては、やっぱり人が1年間それぞれ、年間、年度を通して任免されるものでございますので、幹事会のほうでも調整させていただきましたが、目標は今年度いっぱいちょっと検討してみようと、目標を持って。ということでございますので、そういうふうに理解をしていただきたいと思います。</p>
議長	<p>よろしいですか。</p>
鈴木委員	<p>今年度いっぱいを検討してということは。</p>
事務局長	<p>来年度に間に合わせることが可能ならば間に合わせたいという目標でございます。</p>
関委員	<p>来年の4月に。わかりました。</p>
議長	<p>ほかにございましたらどうぞ、ご遠慮なく。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
鈴木委員	<p>私が44年の分団長のときに、20分団を6分団にしたんですが、大変な事業で、けんけんがくがく、私どもの1つ下の団員は「やめる」と、こういうふうになったんですね。簡単にいくだろうかという心配をしていますけれど、それはどういうことかということ、萱町分団と中央分団とが合併したんですが、萱町分団のほうが1つ年が上だったものですから、年齢を1つ上に上げるということで、私どもの中央分団が1年余分にやったんです。そうしましたら、その下の年齢の人たちが、大変突き上げがえらかったというようなことがございまして、その辺は渥美町さんと赤羽根さん、田原さんの中で年齢差はどうでしょうか。その辺を聞かせてください。</p>
議長	<p>はい、どうぞ。</p>
事務局長	<p>申しわけございません、手元に資料がございませんが、年齢構成については、渥美町さんのほうがや若いし思います、若いんです。1つ上をたしては過ぎたんですけど</p>

<p>議長</p>	<p>でも入団されている方がかなりおるように伺っております。田原に比べては団員さんの年齢構成は渥美町さんのほうが若い方が多いと聞いております。</p> <p>よろしいかね。 ちょっと私のほうで説明させていただきます。 今回の調整方針は、分団編成について、まだ人のところまで行ってませんので、人とか、それは次についてくるので、分団の数ある程度決めると分団長とかそういうのは決まってくるけれど、団員数は多少まだまだ流動性があるものですから、それで、これはもちろん協議が整えば、あるいは消防団のほうで検討が行われれば、もちろん決めてもらっていくほうがいいと。今言えることは、田原が今9分団というのは、旧田原が6分団、赤羽根3分団で9分団。これをそのまま合併していくということは、やっぱりいけないから、これを田原は6分団を目標に、渥美町のほうも今は9分団あるけれど、こういうもので見ていくと3ないし4という、ちょっと幅がありますけれど、こういうことで検討してもらえないかという内容になっています。</p>
<p>鈴木委員</p>	<p>その大枠かね。</p>
<p>議長</p>	<p>大枠、分団の調整です。もちろんこれには器具と人員というのがついていきます。多分人員は一気にはとても難しいと思いますので、少し時間がかかっていくのではないかなと。ただ、今言えることは、事務局の答弁で、愛知県でも上位のほうです。団員数が多いと。もちろん渥美半島は区域が広いから、何もよそのまねをしなくてもいいんですけど、かなり多いほうです。 今、ここに載っている調整方針は主に分団数をまず決めていこうよという、今のままの分団数ではとてもアンバランスになってしまうものですから。</p>
<p>鈴木委員</p>	<p>それならわかりました。</p>
<p>議長</p>	<p>順次、話をされていきます。ただ、これは皆さん関心があるので、現実には消防団のほうでまだ今から検討会が進みますので、注目しておっていただきたいと思います。 ほかにございませんか。 それでは、ご質問も出尽くしたようでございますので、足りない点はまた後、例によっていつでも事務局にお聞きいただきたいと思います。 次に進ませさせていただきます。 第27号の「合併の期日について」を議題といたします。事務局、説明をしてください。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>それでは、ただいま議題となりました協議第27号「合併の期日について」、協定項目番号2番についてご説明を申し上げます。 資料の89ページをご覧ください。 ここに記載のとおり「合併の期日は、平成17年10月1日とする。」とするものでございます。 それでは、理由等についてご説明を申し上げますので、1枚めくっていただきまして90ページをご覧ください。</p>

合併の期日につきましては、特に法律上の定めがあるものではなく、その関係する地方公共団体が協議をして、合意に達すれば決定できるものでございます。

今回の合併のスケジュールにつきましては、第1回の合併協議会で説明をいたしました。今後、協議を進め、12月、あるいは1月に両市町の議会における廃置分合の議決、そして、2月県議会の定例会での議決、そして、知事の合併の決定をし、国へ届け出を行いまして、総務大臣の告示の手続を経て合併ということになります。総務大臣の告示は、早くても4月の後半でございます。これらの法的な手続の日程面をまず考える必要がございます。

次に、90ページの留意事項の2をご覧ください。

ここに記載のように、合併期日のポイントといたしましては、住民への周知に要する時間、住民生活への影響、市長及び町長の任期、あるいは議会議員等の任期等の理由を総合的に勘案いたしまして期日を判断するということが望ましいとされています。特に電算システムの統合につきましては、ある程度時間を要し、いろいろな届出、証明書の交付など、住民の皆様直接影响到するものでございますし、他の合併協議会もこれを理由に期日の延期をしているところがございますので、特に注意をする必要がございます。

また、新しいまちとして出発する日は象徴的な日となりますので、特別な事情や理由があればそれを考慮した日に、その他は資料の他の団体の過去の合併をした事例を見ていただいてもわかるとおり、月の初めとすることが一般的なようでございます。

このような状況を考慮して、具体的な期日につきまして検討いたしました。まず、田原町と赤羽根町の合併、市制施行の日でございます8月20日につきましては、田原市にとりましては象徴的な日で覚えやすく、新市の出発の日にふさわしく、赤羽根も渥美も同じという点では非常によいのですが、住民基本台帳、印鑑登録、資産税などの電算システムの統一、職員の給与の再計算などの事務作業上、時間が少し短く、この日は仏滅ということもございまして、合併の日とすることは少し適当ではないのではないかと考えました。

したがって、別な日を検討いたしまして、今回提案をいたしました10月1日でございますが、年度を前半と後半に分けるとちょうど後半の初日と区切りがよく、大安でございますので、象徴となる日にふさわしいこと、また、事務作業の点におきましても、電算システムの統一等の事務作業の時間もとれるとともに、土曜日ということで、窓口業務のシステムの切り替え、運用テストがスムーズに行いやすいこと、月初めで日割り計算等の事務をする必要がないことなどがございまして、適当であると。それから、合併翌年度の新市の予算を、新市となった後に十分審議することができますし、それから、比較的気候がよいということもございまして、こういったことを総合的に考えますと、事務局としては合併の期日にふさわしいのではないかと考え、今回、提案をしております。

本当は赤羽根町、渥美町が両方同じ日に合併ということが非常によいと思われませんが、先ほど申した点からこうした提案にさせていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上で、合併の期日の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長

ご苦労さま。説明が終わりましたので、ご質問、ご意見がございましたらお出しいただきたいと思っております。

はい、どうぞ。

<p>関委員</p>	<p>やっぱり、仏滅かもしれないけど、8月20日というのが理想的ではないかなと思っておりましてけれども、この中でいろいろな理由を言われましたけれども、この10月1日にするという一番大きな理由というのは電算システムの辺なんですか。いろいろ今言われたのが全部当てはまると思いますが、大安であるということも含めて言われましたけれども、一番大きな理由というのは。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、どうぞ。</p>
<p>事務局長</p>	<p>やっぱり一番大きなのは住民の方に迷惑をかけてはいけないということで、万全を期したいということで電算システム、それから、2番目にはやっぱり象徴的な日でありますので、いい日を選びたいというのがございました。 以上です。</p>
<p>関委員</p>	<p>もし、この合併協議会が順調に進んで、議決も順調にということであれば、本当は1日も早いスタートが望ましいのかなというふうに私自身は思っておりますが、そういう理由であればと思いますので、ありがとうございました。</p>
<p>議長</p>	<p>ほかに、はい、どうぞ。</p>
<p>小林委員</p>	<p>先ほどの質問に関連をしていると思いますが、ここで、平成17年度の予定を見ますと、県内で他にも2か所ぐらいの予定があるようでございます。そういったことで、セレモニーもおやりになるだろうと思います。そういった関係から、せっかくおやりになるのであれば、少しでも盛大に、こういうことも含めて考える必要もあるのかなと、そんなふうに思います。</p>
<p>議長</p>	<p>その点について、何か事務局のほう。来賓が重なったり何かするという、こちらの中のほうはきっといいと思うけれど。</p>
<p>事務局長</p>	<p>今、実は10月1日というのが津具・設楽さん、それから、新城・作手村さん等が計画しておるようでございますが、来賓の方々等にうまくいけるようなことをこちら側も配慮してまいりたいと思います。 それから、セレモニー等もやっぱり新市のスタートでございますので、市民の皆さんに喜ばれるような形で進めてまいりたいと考えて、今後詰めてまいりますので、よろしくお願いしたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>ほかにご意見ございましたらどうぞ。 渥美町の皆さん、いいかね。どうですか。 それでは、これはいろいろなところに影響がありますので、10月1日を目標にやっっていこうかという、今日は提案でございますので、またさらによく、ひとつお持ち帰りいただいて、十分にご検討をいただいて、どうしてもあれば、まだまだ再提案ができますので、ひとつよろしくご検討をいただきたいと思います。 それでは、次に進めさせていただきます。 協議第28号「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」についてを議題といたします。事務局、説明をしてください。</p>

事務局次長

それでは、ただいま議題となりました協議第28号「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」協定項目番号7番につきましてご説明をいたします。

資料の93ページをご覧ください。

こちらの調整方針といたしましては、「1 渥美町の農業委員会は、田原市の農業委員会に統合するものとする。

2 田原市の合併前の一般選挙（H17.7）は、委員定数を12人に改正し、選挙区を設けず実施する。

3 渥美町の農業委員会の委員で選挙による委員は、現委員であらかじめ互選した8人について、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第2号の規定を適用し、田原市の農業委員会の委員の残任期間に限り、引き続き田原市の農業委員会の委員として在任するものとする。

4 農業委員会の部会は、現在の田原市農業委員会委員の任期限りで廃止する。」とするものでございます。

それでは、理由等について説明をいたしますので94ページをご覧ください。

田原市農業委員会の委員数でございますが、選挙による委員が条例では16人となっておりますが、合併の特例で23人、選任による委員が農協推薦、農業共済組合推薦、議会推進で計7人、あわせると30人でございます。

一方、渥美町の農業委員会の委員数は全体で25人、内訳といたしましては、選挙による委員が18人、選任による委員が7人でございます。

また、任期につきましては、田原市が平成17年7月27日、渥美町が平成18年6月1日で、渥美町の委員の任期が1年弱、後になっております。

協議事項の委員の処遇でございますが、編入合併の場合の原則は、このページの下の原則という欄にございますように、田原市の委員は全員在任し、渥美町の委員は全員その身分を失うこととなります。しかしながら、その下の欄にございますが、合併特例法におきまして特例が設けられておりまして、合併関係市町村の協議により、40人までの範囲で編入する市町村の委員の残任期間まで在任することができることになっております。

農業委員会の関係につきましては、事前協議事項確認書におきまして、旧町単位で選挙区を設け、小学校の校区単位で1人となる定数で検討することを確認いたしましたので、基本的にはこの方針に沿って合併協議を進めてまいりましたが、法律の解釈について県と考え方に相違がございまして、結論としては、農業委員会の選挙による委員の選挙区につきましては、直近の選挙人の数であん分した数を選挙区の委員定数とする必要があるということございまして、確認した校区をベースとした配分とは差異が生じます。したがって、選挙区は設けず、現在の田原市と渥美町の定数は事前協議確認書と同じである今回の調整案のとおりとすることといたしました。

こちらの案につきましては、両市町の農業委員会の考えを尊重したものでございまして、農業委員会の委員につきましては、その職務上、地域を単位とした活動も多く、委員の選出には地域性を加味した考え方も必要であり、また、行革の理念も踏まえ、小学校区という一定の地域をベースとした委員の数が適切であると考えまして、選挙による委員は市全体で20人の定数といたしました。

なお、今回の定数調整の関連といたしまして、95ページの下のほうにございます部会制の廃止、その次のページの事務局体制の強化を検討するとともに、新たに減少する委員を補完する意味で、農地の利用権設定等促進事業の円滑な実施を促進し、地域農業の健全な発展を図るため、農用地利用集積促進員の設置を検討するものとしします。

<p>議長</p>	<p>以上で、農業委員会委員の定数及び任期の取扱いの内容説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。</p> <p>ただいまの説明で何かご質疑等ございましたらお願いをいたしたいと思います。</p> <p>ただ、その前に私のほうから一言、原町長さんと私との間の約束の最初の協定のときとちょっと内容が変わってきましたものですから、この点をちょっとおわびいたしたいと思いますが、最初、協定を行いましたときには、数は変わっていませんが、選挙区を設けるということがこれへ入っていました。事実上、この7月以降合併が行われます場合には、その規定は特に今回必要ないわけですが、先に今回の案のように全体の20名というのを、各校区1名ということで、数を決めまして、そして、7月以前の場合には、田原において既に12名とか決めておけば、次は渥美町は8人で合計20名になるようにということが可能ですので、調整項目の中から、選挙区というのを取らせてもらおうと思ひまして、それで、本当は先に取らせてもらって提案すべきなんですけど、この間、農業委員会同士の話し合いにちょっと時間をいただきましたものですから、特にご了承いただいております、こうした方向でご確認ができれば、後ほどまた、協定は直しておきたいと思ひますので、変更協定をやらせていただきたいと思います。ちょっと手続が逆さまになりますが、特に渥美町の議長さん方、ひとつご了承賜りたいと思ひます。</p> <p>そうしたことをひとつお願いを申し上げていきたいと思ひています。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
<p>小川委員</p>	<p>今、会長さんからも説明がありましたけれども、渥美町も了承いたしますけれども、17年7月27日が田原市さんの任期という形で、それを選挙の委員を12名という形で減と、それから、あと、選任による委員、1号委員、2号委員がございますけれども、これについては、この7月27日に選任を田原市さんが決定をいたしまして、10月1日合併ですけれども、そうすると、そのときにはもう選任委員はそのまま継続という形でしょうか。その辺がちょっと説明がなくてわかりませんけれども、その辺をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、どうぞ。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>田原市において選任された委員さんが継続するという形で、農業委員会の委員さんに、新市の委員さんになるという形になります。</p>
<p>議長</p>	<p>よろしいですか。</p> <p>ほかに何かご質疑ございませんか。</p> <p>それでは、特にならざるようでございますので、次に移らせていただきたいと思います。</p> <p>協議第29号「各種事務事業の取扱い」についてを議題といたします。説明をしてください。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>それでは、協議第29号「各種事務事業の取扱いについて」、協定項目25番をご説明申し上げます。</p> <p>資料の103ページをご覧ください。</p> <p>この協議第29号の「各種事務事業の取扱いについて」でございますが、これは次</p>

の協議30号から協議43号までの14項目の各種事務事業と、次回か、その後になるかもしれないですけれども、提案をさせていただく予定の合併協定項目E群の残りの15項目の事務事業、合わせまして29の各種事務事業の総括的な調整方針といたしまして提案をさせていただくものでございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

こちらの調整方針といたしまして、「各種事務事業については、住民サービスの低下を招かないよう配慮しながら、次によりその一元化に向け調整を図るものとする。」、2点に整理をいたしまして、1つ目として、「原則として、田原市の制度に統一することを基本とする。」、2つ目といたしまして、「両市町において取扱いが異なるものについては、両市町の実態に合わせ調整を行うものとする。」とするものでございます。

以上で、各種事務事業の取扱いについての総括的な調整方針の説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議長

それでは、本案に対します質疑に入りますが、ただいま説明がございましたように、協議第29号は協定項目25ということで、以下25の1とか、2とか、ずっとたくさん細目がつながりますから、そのすべての基本方針ということでございますので、そのおつもりでひとつご了承いただければと思います。

何かご質疑ありましたらお願ひをいたします。

それでは、特にないようですので、次のほうへ進ませさせていただきます。

以下、先ほど申し上げました協議第30号から第43号まで、いずれも協定項目25の枝番になりますので、これにつきまして、恐縮ですが一括して説明をさせていただきます。事務局、説明をしてください。

事務局次長

それでは、説明をさせていただきますが、最初に、大変申しわけなかったんですけども、資料の正誤表ということで机の上に置かせていただきました。こちらの2点についてちょっと修正をしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、早速、協議第30号「国際交流・広域交流事業」から協議第43号「その他の福祉事業」までの14件の具体的な事務事業につきまして一括してご説明申し上げます。

なお、項目が14項目と非常に多うございますので、多少時間がかかりますが、よろしくお願ひ申し上げます。

最初に、協議第30号の「国際交流・広域交流事業について」協定項目番号25-1をご説明申し上げます。

資料の105ページをご覧ください。

こちらの調整方針といたしましては、「国際交流・広域交流に関する各種事務事業については、現行の両市町の各事務事業を新市において引き続き実施するものとする。」とするものでございます。

1枚めくっていただきまして、資料の106ページをご覧ください。

ここには、両市町で実施しております国内交流と国際交流の一覧を記載しております。

まず、国内交流では、田原市が北設楽郡津具村との姉妹都市提携、北設楽郡の設楽町との水源地域交流、長野県上伊那郡宮田村との友好都市提携、また、旧赤羽根町から伊勢湾口道路整備の関連といたしまして実施しております三重県度会郡二見町との少年野球交流をそれぞれしております。

混美町では、北設楽郡の設楽町との水源地域交流、長野県上伊那郡阿志町との友

好都市提携をしております。

また、水源地でございます鳳来町とは、両市町で交互に交流を行っております。

一方、国際交流につきましては、田原市はアメリカ・ケンタッキー州のジョージタウン市と姉妹都市提携、アメリカのインディアナ州のプリンストン市と友好都市提携、旧赤羽根町からの中国の昆山市との友好都市提携をしております。

渥美町は特に大きな海外交流は実施しておりません。

このほか、田原市では田原国際交流協会への支援として、運営費の補助や海外からの研修生や学生、生徒などの受け入れも行っております。これら、両市町で現在実施しております国内外の交流につきましては、現行のとおり新市においても引き続き実施してまいりたいとするものでございます。

次に、協議第31号の「電算システム事業の取扱いについて」、協定項目25 - 2をご説明申し上げます。

資料の107ページをご覧ください。

こちらの調整方針といたしまして、「電算システムに関する各種事務事業については、原則として田原市の制度及び処理方式（システム）に統一する。

ただし、一部のシステムについては事務の効率化を図るため、業務委託を拡大する。

なお、合併年度については、各事務事業の実態に合わせた処理方式とする。」とするものでございます。

1枚めくっていただきまして、資料の108ページをご覧ください。

行政事務の迅速化、効率化、正確さを図る上で、電算システムは欠くことのできない重要なものとなっております。特に、住民サービスに直接関連する事務の多くは電算システムによる方法が取られており、新市になってもサービスの低下を招くことのないよう調整を図っていく必要がございます。

上の段の処理方式につきましては、システム全体の処理の方式を示しております。現在、田原市では自己処理方式を、渥美町では委託処理方式によりまして運用をしております。

109ページの中段の選挙システム以降から現在行っております個々の事務事業の処理方式を記載しております。これらのものにつきましては、原則的には田原市の処理方式により統一を行うものでございますが、住民税システム、軽自動車税システムなどのシステムにつきましては、事務の効率化を図るため、渥美町方式である業務委託を採用するものでございます。ただし、合併年度につきましては、それぞれの事務事業の実態に合わせまして、田原市の方式、渥美町の方式、あるいは統合した方式の3つの方式で運用をさせていただくというようなものでございます。

なお、それぞれの事務事業の具体的な調整方法につきましては、これ以降の調整方法も同じでございますが、表の右側の具体的な調整方法の欄に記載をしておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上で、電算システムを終わりました。続きまして、協議第32号の「広報広聴関係事業について」協定項目番号25 - 3をご説明申し上げます。

資料の115ページをご覧ください。

こちらの調整方針といたしましては、「広報広聴に関する各種事務事業については、原則として合併時に田原市の制度に統一する。」とするものでございます。

資料を1枚めくっていただきまして116ページ、117ページをご覧ください。

この表は、現在、両市町がそれぞれ実施しております広報広聴関係の主な事務事業の状況の一覧でございます。

また、広報紙につきましては、両市町それぞれ1回の割合で発行をしております。

合併後も引き続き、田原市の制度によりまして発行してまいるのでございます。

次に、ホームページでございまして、近年の高度情報化の進展により、ホームページはなくてはならない情報伝達手段の一つであり、現在、両市町とも開設しております。新市におきましても、渥美町を加えました新たなホームページを合併後に開設をいたしまして、各種の事務事業の情報発信に努めてまいりたいと考えております。

次の、声の広報は、田原市が現在実施している形で引き続き行います。

その下の情報サービスにつきましては、電話・ファックス・インターネットにより行っているものですが、広報紙、ホームページ、市窓口での対応等で補完が可能なため、合併時に廃止します。

報道機関への情報提供につきましては、田原市の制度に統一します。

広聴関係の住民提言箱につきましては、田原市の制度に統一し、広報モニターは合併後に新市において調整します。

市勢要覧、ミニ要覧といった市のPR資料につきましては、合併後、新市のPR資料として作成するものとしてでございます。

次に、協議第33号の「納税関係事業」協定項目番号25 - 4につきましてご説明申し上げます。

資料の119ページをご覧ください。

こちらの調整方針といたしまして、「納税に関する各種事務事業については、田原市の制度に統一する。

ただし、これにより難しい場合は、合併年度は現行のとおりとし、翌年度調整するものとする。」とするものでございます。

1枚めくっていただきまして、資料の120ページ、121ページをご覧ください。

この表は、両市町の納税関係の事務事業の状況を一覧としてまとめたものでございます。

まず、申告受付の事務でございまして、所得税の申告期間中の対応といたしまして、両市町それぞれ資料に記載の状況となっておりますが、新市においても対応の方法を調整の上、必要な措置を講じてまいりたいと考えております。

以下に記述の納期前納付報奨金、そして、口座振替、督促及び各種証明、課税台帳、各種様式の納税関係事務につきましては、記載のとおり両市町に取扱いの差異もございまして、具体的な調整方法の欄にございますように、合併時までに調整が可能なものは田原市の制度に統一することとし、これ以外のものについては合併年度は現行のとおりとするものでございます。

以上で、納税関係を終わりにしまして、続きまして、「消防防災関係事業」協定項目番号25 - 5を説明申し上げます。

資料の123ページをご覧ください。

こちらの調整方針といたしましては、「1 消防本部及び消防署は、合併時に田原市の制度に統一する。なお、渥美町消防本部は合併時に田原市消防本部に統合し、渥美町消防署は田原市消防署の分署とする。

田原市消防署の管轄区域については、合併後の田原市全域とする。

2 防災関係事業については、合併時に田原市の制度に統一する。

3 地域防災計画及び消防計画は、新市において速やかに新たな計画を策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。

4 少年・幼年消防クラブ及び危険物安全協会は、田原市の制度に統合し、防火協会は、田原市の制度を適用する。

5 その他の消防防災に関する各種事務事業については、原則として合併時に田原

市の制度に統一する。」とするものでございます。

それでは、1枚めくっていただきまして124ページから126ページをご覧ください。

ここに記載してございますのは、消防防災関係の事務事業の両市町の状況でございます。

まず、資料の125ページの中ほどに記載してあります消防本部、消防署の欄をご覧ください。

現在、両市町には消防本部、消防署がそれぞれ配置されておりますので、合併時に消防本部、消防署とも1つとするものでございまして、現在の渥美町消防署につきましては、分署とすることを検討するものでございます。

次に、124ページの上段の防災関係事業をご覧ください。

ここに記載してございます各種の事務事業につきましては、合併後、施設につきましては新市において引き継ぎ、防災行政無線、訓練などにつきましては合併と同時に田原市の制度で運用、実施してまいりたいとするものでございます。

次に、125ページの上の地域防災計画及び下のほうにございます消防計画につきましては、新市におきまして、速やかに新たな計画を策定し、計画ができるまでの間につきましては、現計画を運用してまいりたいとするものでございます。

また、125ページの一番下の応援協定等につきましては、現行のと通りの協定の関係を保つものでございます。

めくっていただきまして、126ページの下から2番目の気象は、両市町にある新総合情報通信ネットワーク等で情報入手ができますので、渥美町の消防の気象観測装置を廃止するものでございます。

その下の消防防災関係の2つの団体につきましては、田原市の団体は存続し、渥美町の団体を田原市の団体に統合するものでございます。

ただいま説明を申し上げました以外の事務事業については、田原市の制度に統一して行うものでございます。

以上で、消防防災関係事業を終わりました。次に、協議第35号「交通関係事業」について協定項目25 - 6をご説明申し上げます。

資料の129ページをご覧ください。

こちらの調整方針といたしまして、「1 交通安全計画については、新市において新たな計画を策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。

2 巡回バス等については、新市において検討する。

3 その他交通に関する各種事務事業については、田原市の制度に統一する。ただし、これにより難しい場合は、両市町の実態に合わせ調整を行うものとする。」とするものでございます。

それでは、資料の130ページをご覧ください。

表の中ほどにございます交通安全計画でございますが、現在、両市町には第7次交通安全計画が策定されております。合併後は、新市において新計画を策定してまいるものでございますが、新計画が策定されるまでの間は、両市町それぞれの現計画を運用してまいりたいとするものでございます。

次に、公共交通機関の確保及び充実についてでございますが、豊橋鉄道の本・支線にかかるバス路線の維持、そして、スクールバスの運行並びにぐるりんバス、巡回バスなどの公共交通機関の確保に関する事業につきましては、新市において検討してまいりたいとするものでございます。

このほかの交通安全対策、防犯対策につきましては、田原市の制度に統一する

議長	<p>とを基本とするものでございまして、このうち、交通指導員は、地区により交通の状況が異なりますので多くなる地区もございしますが、原則、小学校区に1人を設置するようにするものでございます。</p> <p>それでは、全部と言いましたけれども、一遍にやるのも大変のようですので、協議第30号から今の35号まで、6件につきまして、ただいま説明がございましたので、今までの間で特にご質問、ご意見等ありましたらひとつお出しいただきたいと思ひます。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
河合委員	<p>それでは、106ページの国際交流、広域交流に関する部分で質問させていただきます。</p> <p>姉妹都市と友好都市とございますけれども、ちょっと認識不足で申しわけありませんけれども、その交流と姉妹ということはどんなような、交流について違いがあるのか教えていただきたいと思ひます。</p> <p>それから、津具村や宮田村などはよく物産展などをしていただいたり、交流があることをよく認識しておりますが、三都橋地区でしたか、それから、二見町、鳳来町、それから、渥美町の設楽町、鳳来町などはどのような交流をしているのか教えていただきたいと思ひます。</p> <p>それから、3点目に、愛・地球博のフレンドシップ国でありますラオス・リビアなどが、今後、万博が終わった後、交流をしていく予定があるのかななども聞かせていただきたいと思ひます。万博に限らず、今後も姉妹都市とか友好都市というのはいろいろな活動をしていく上にふえていくと思ひますので、もし、合併を契機に交流が少ないようなところがございましたら、民間レベルの交流に移す、位置づけるというような方向、それから、減らしていくというような考えを持たれるべきではないかなというような考えを持っておりますが、いかがでしょうか。お願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、事務局。</p>
事務局長	<p>大きく3点のご質問、それに、今後の方針的なことだと思ひます。</p> <p>まず、姉妹都市と友好都市の違いは何だろうかということでございますが、姉妹都市等の定義については、特に法律上定めはないと思ひます。</p> <p>たまたま手元の資料で申しますと、財団法人自治体国際化協会というところがございまして。こういった財団法人で取り扱っている考え方を見ますと、姉妹都市については、両首長による提携書がなされておる。そして、交流の分野が特定のものに限られていない。多くの分野で交流がされておるということ。それから、交流に当たって議会の承認が当然なされておるという3つが、要件が成り立っておるのが少なくとも姉妹都市だというような、この財団法人では言っておるようです。すなわち、友好都市と比べて、より強固な結びつきがあるような認識であるというふうに解釈をしていただけたらと思ひます。</p> <p>それから、設楽町、あるいは三都橋、これは設楽町にあるわけですが、三都橋地区との交流と、それから、二見町はどんなことをということでございますが、設楽町の三都橋地区、あるいは豊邦地区というのは、この渥美半島の水源地でございまして、その地域との交流を行っておるわけですが、三都橋については、田原の六</p>

では少年野球交流のようなことが行われておるようでございます。また、鳳来町のほうは、これも水源でございます、物産展のようなフェスティバルにお互いに参加、そんなような、物産交流のようなことをやってきておるということでありませう。

主な、そういった交流をしておるということ。

それから、ラオスだとかリビアは今後どうしていくか。来年、万博が開かれまして、フレンドシップ国になっているわけでございますが、ラオスについては、ジャイカの研修生等の受け入れ等がございまして、そんな縁もあるという国、あるいはリビアにつきましては、今回、抽選等によってこうやってフレンドシップ国になったというふうに聞いておりますが、エジプトの隣で、大変経済力のある国というふうに聞いております。今後のこの2か国につきましては、万博等のフレンドシップ国の状況等を見守りながら、文化交流だとか進んでいけば各支援等も当然生じてくると思っておりますが、今は見守っていきいたいというふうに感じております。

総合的に大変おつき合いが多くなっていってしまうということでございますが、これからの時代でございますので、こういった取り組みはやっぱり、なかなか避けては通れないというふうに感じております。

以上でございます。

ちょっと関連して私のほうから少し申し上げてみたいと思います。

先ほどの姉妹都市、友好都市の違いがあるかという、私ども国内ではそう違いのあることはやってないんですが、むしろ外国のほうで違いがかなりあることがありまして、ちなみに、私どもの経験ですと同じアメリカのジョージタウン市とプリンストン市と行ったときに、最初に行いましたジョージタウン市は、向こうはアメリカで姉妹都市提携をやる場合には、ワシントンD.C.にありますそういった機関がありまして、十分熟度ができておるかとか、どういう交流の実績をやるうとしておるのか、それぞれ両市長の議会の議決があるとか、いろいろな条件がありまして、それをクリアするのが姉妹都市、それから、もう一つ、プリンストンの場合には、既にジョージタウンとやっているの、ちょっと今もらうのは難しいのではないかと、姉妹都市は。こんなようなこともありまして、しばらく交流実績を重ねてから申請をするという。だから、具体的にはそんな違いが相手国によってある場合があるわけなんです。

こちらとしては、姉妹都市も友好都市も、要するに市民の、特に私どもは、できたら次世代、次の世代の者の文化交流というところに重点を置いて姉妹都市、友好都市をやりたいというふうなことをいつも相手方に申しておりますので、あえてどういう違いがあるかという、そんなことがあるのかなというふうにひとつご了承いただければありがたいと思います。

それから、ほかにまだ、これからどうなるだとか、民間でというご意見ですが、正直、ただいま田原市内におきましては、次に韓国のトンジャックと友好提携をやってくれという要望活動が私どもや議会のほうへ出ておりまして、これは日韓交流協会の方、民間の方がやってまいりまして、来年20周年を迎えますので、ちょうど万博もあるし、ぜひこうした機会に、民間交流からさらに輪を広げていきたいという。民間で交流を始められますと、ありがたいんですが、長い間にはこんな形になってきますものですから、それで、私どももここに出ておりますように、アメリカと中国の昆山市が、これは赤羽根がやっておりましたのを引き継いでおりますので、いずれ韓国、お隣の国ですので、それではまあ、韓国でほかのところを姉妹提携したいという話が出てきまして、また、この比ネンが2009年を交流してあげれば、そのことも

議長

えにならざるを得ないのかなということ、ただいま調整中でございますので、この合併協議のここへ上がっておりませんが、場合によると、韓国・トンジャックという、ソウル市内のトンジャックというのが、今既に要望が出ておりますので、そんなこともあるというふうにお含み賜ればありがたいと思います。

ただ、できますれば、市でやるというのは非常にたくさんになってきますと、何か意義がちょっとないくらい広がっておるのかなということもありますので、できるだけ民間の方が頑張ってもらえるとありがたいと思うんですが、そうした国とか、アジア地域で近いところ、いろいろな背景を考えるとやらざるを得ないのかなとか、いろいろありますので、この延長線上に今度の万博のラオスとリビアというのが出てくると思いますけれど、これはもちろん皆さん方がどう判断するかということで、今、向こうの両国の大使も張り切っておりまして、「ぜひ、できたら万博後もどこかうちの国の適当な都市とひとつ頼む」なんていうことを既に言っておられるんですけど、そういうふうになるのかどうか、これからでございます。

ほかにご質問ございましたらお願いをいたします。今までのところで何か。

それでは、特にないようでございますので、次へいったん進まさせていただきます。

それでは、協議第36号の「窓口業務」から43号までやってください。

事務局次長

それでは、議題になりました協議第36号の「窓口業務について」協定項目25 - 7をご説明申し上げます。

資料の131ページをご覧ください。

こちらの調整方針といたしまして、「窓口業務については、田原市の制度に統一する。

ただし、これにより難しい場合は、両市町の実態に合わせ調整を行うものとする。」とするものでございます。

それでは、1枚めくっていただきまして、資料の132ページから134ページをご覧ください。

ここには、両市町でそれぞれ実施をしております窓口業務の状況を一覽で示しております。各種の証明書の発行事務、そして、住民窓口における諸証明の事務、時間外の住民窓口対応、住民基本台帳の閲覧事務等、窓口業務につきましては、住民に直接関係する事務事業が大半を占めております。

これらの窓口業務のうち、133ページの上から3つ目の欄の船員法に関する事務につきましては、5 t以上の船舶などに乗る方に手帳を交付したり、そうした方がどの船に乗船するかということを公認する事務でございます。田原市では取り扱っておりませんので、渥美町の制度で実施するものでございます。

それ以外のものにつきましては、合併後におきましても現在の田原市の制度で実施をしてみたいとするものでございます。ただし、これにより難しい場合は、両市町の実態に合わせまして調整を行い、現状のサービスの低下を招くことのないようにしていくというようなものでございます。

なお、支所で取り扱う事務内容、時間外、祝日の取扱いにつきましては、行政改革も念頭に置きながら、住民サービスの低下を招かないよう新市の組織、職員体制とあわせ、合併時まで調整し、十分なPRをしてみたいと思っております。

次に、協議第37号の「保健衛生事業の取扱いについて」協定項目番号25 - 8をご説明申し上げます。

135ページをご覧ください。

こちらの調整方針といたしまして、「1. 在宅当番医制度は、新市において医師

会・歯科医師会と調整する。

ただし、合併年度は現行のとおりとする。

2 その他保健衛生に関する各種事務事業については、田原市の制度に統一する。

ただし、これより難しい場合は、両市町の実態に合わせ新市において調整するものとする。」とするものでございます。

それでは、1枚めくっていただきまして136ページをご覧ください。

斎場・火葬場、墓地につきましては、現行のとおり新市に引き継ぎ運営してまいります。衛生害虫駆除につきましては、平常時の家屋消毒は廃止することといたします。狂犬病予防事務、検診などの医師の報償費は、田原市の制度により実施します。

なお、調整方針の1つ目に掲げておりました資料の137ページの中ほどの在宅当番医制度につきましては、現在、両市町とも渥美医師会に委託をしておりますが、新市におきましても、基本的には引き続きお願いしてまいりたいと考えております。この件に関する取扱いにつきましては、冒頭ご説明いたしましたとおり、合併年度は現行のとおりとし、新市においてこの在宅当番医制度を導入するに当たりまして、医師会と歯科医師会と調整をするとするものでございます。

保健衛生の事務事業につきましては、この他、これ以降152ページまでの多くの事業がございます。多種多様な事務量でございますが、これらは、田原市の制度に統一すること基本に調整をし、これにより難しい場合は両市町の実態に合わせ、新市において調整をしてまいりますものでございます。

なお、それぞれの事務事業の具体的な調整方法につきましては、表の右側の具体的な調整方法欄に記載をいたしておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、協議第38号「障害者福祉事業について」協定項目番号25-9を説明申し上げます。

資料の153ページをご覧ください。

こちらの調整方針といたしまして、「1 障害者計画については、田原市の制度に統一し、新市において新たな計画を策定する。

2 その他障害者福祉に関する各種事務事業については、田原市の制度に統一する。

ただし、これにより難しい場合は、両市町の実態に合わせ新市において調整するものとする。」とするものでございます。

それでは、資料の154ページから158ページまでの表をご覧ください。

これらの表は、現在、両市町がそれぞれ実施しております障害者福祉事業の状況の一覧でございます。

まず、154ページの上段の障害者計画でございますが、両市町の現在の障害者計画は、それぞれ平成10年度、11年度に策定されておりました。計画期間は田原市が平成18年度まで、渥美町が平成16年度までということになっております。両市町を一体化した新計画は、田原市の制度に統一いたしまして、新市において策定してまいりたいとするものでございます。

次に、その下の聴覚障害者手話通訳から158ページの難病患者・精神障害者ショートステイまでの14項目にわたる障害者福祉関連の事務事業につきましては、田原市の制度により実施することを基本に調整をいたしまして、これにより難しい場合は両市町の実態に合わせ、新市において調整をしてまいりますものでございます。

なお、158ページの最後の福祉授産所運営事業につきましては、田原市は社会福

ちらは、合併年度は現行のとおり実施し、翌年度までに新市において調整するものでございます。

次に、協議第39号の「高齢者福祉事業の取扱いについて」協定項目番号25 - 10を説明申し上げます。

159ページでございます。

こちらの調整方針といたしまして、「高齢者福祉に関する各種事務事業については、田原市の制度に統一する。

ただし、これにより難しい場合は、両市町の実態に合わせ新市において調整するものとする。」とするものでございます。

それでは、資料を1枚めくっていただきまして、資料の160ページでございますが、このページから、現在、両市町がそれぞれ実施しております高齢者福祉事業の状況の一覧をつけております。

このうち160ページの下から2番目の在宅介護支援センター運営につきまして、基幹型の支援センターを現在、市直営で運営しておりますが、社会福祉協議会への委託を検討するものでございます。

また、田原市のみで実施をしており、渥美町は実施していない事業で、合併後に田原市の制度で実施するものとしたしましては、164ページの一番上の高齢者福祉電話設置運営、165ページ中ほどの徘徊高齢者家族支援サービス、一番下の高齢者の生きがいと健康づくり推進、166ページの中ほどの高齢者世話付住宅生活援助員派遣、金婚式祝いの5つの事業がございまして。

また、渥美町のみで実施している事業といたしましては、166ページ以降の3事業がございまして、生きがい対応型デイサービス事業は、利用実績がございませんので合併後は廃止を検討し、その他の高齢者等軽度生活支援、宅老所運営事業は新市において引き継いで実施をするものでございます。

その他の具体的な調整方法につきましては、右側の調整方法欄に記載をしておりますので、田原市の制度に統一することを基本に調整をし、これにより難しい場合は両市町の実態に合わせ、新市において調整するものでございます。

次に、協議第40号「児童福祉事業について」協定項目番号25 - 11をご説明申し上げます。

169ページをご覧ください。

こちらの調整方針といたしまして、「児童福祉に関する各種事務事業については、田原市の制度に統一する。

ただし、これにより難しい場合は、両市町の実態に合わせ新市において調整するものとする。」とするものでございます。

それでは、資料の170ページから172ページをご覧ください。

まず、170ページの遺児手当につきましては、両市町とも手当の対象となる遺児1人につき月額5,000円が支給されておりますが、対象者に若干差異がございまして、田原市の制度に統一するものでございます。

次の、子ども会連絡協議会は、実施している事業が異なっておりますので、合併の翌年度から統合するようにするものでございます。

母子・父子家庭への入学祝い、クリスマス会、放課後児童対策、児童センター、児童館につきましては、これは、田原市においてのみ実施をしております事業でございますので、これらの事業を新市の事業として引き続いて実施するものでございます。

次に、児童遊園、発達支援教室は、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から新市において調整するものでございます。

児童虐待防止は、それぞれ組織が設置されておりますが、田原市の制度で実施するものでございます。

その下の次世代育成支援対策は、今年度策定しなくてはならないものでございまして、各市町で策定しておりますが、合併後の新市において調整するものとします。

1枚めくっていただきまして、172ページの児童扶養手当以降につきましては、町村は県が行っておりますので、渥美町は窓口事務のみしか実施しておりませんので、田原市の制度で実施するものでございます。

次に、協議第41号の「保育事業の取扱いについて」協定項目番号25 - 12をご説明申し上げます。

資料の173ページをご覧ください。

こちらの調整方針といたしまして、「1 保育所については、渥美町の「保育所統合実施計画」を引き継ぐとともに、幼保一元化への対応及び統廃合について検討していく。

2 保育料については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から田原市の制度に統一する。

3 特別保育事業については、合併年度は現行のとおりとし、新市において調整する。

4 その他保育に関する各種事務事業については、田原市の制度に統一する。

ただし、これにより難しい場合は、両市町の実態に合わせ新市において調整するものとする。」とするものでございます。

それでは、1枚めくっていただきまして、資料の174ページをご覧ください。

公立の保育所につきましては、現在、田原市に、ここに記載のとおり15か所、渥美町に10か所、両市町で25か所の保育所がございまして、

定員と入所者数につきましては、資料に記述のとおりでありまして、近年では少子化社会の影響を受けまして、入所者数は減少しており、かなりの定員割れの状態となっているのが現状でございます。これらの25の保育所につきましては、渥美町の保育所統合実施計画を引き継ぐとともに、田原市は入所園児が50名以下の保育園の廃止を検討するものでございます。

また、同時に幼保一元化などについても導入を検討します。

それから、保育料につきましては、各階層に応じまして表に記載のとおり徴収をしておりますが、両市町間に差異がございまして、したがって、合併の翌年度から田原市の制度に統一をしてみたいものでございますが、合併年度の保育料につきましては、現行のとおりとしたいとするものでございます。

次に、175ページの特別保育事業につきましては、表に記載のとおり、田原市では指定した保育園だけで、渥美町は全部の保育園で行われているなど、両市町間で取扱いに差異がございまして、合併年度は現行のとおりといたしまして、現状と実態を精査した上で新市において調整をしてみたいと考えております。

なお、ここに記載以外の保育に関する各種事務事業につきましては、総括的な調整方針といたしまして、冒頭で申し上げましたとおりでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、協議第42号の「生活保護事業の取扱いについて」協定項目番号25 - 13をご説明申し上げます。

資料の177ページをご覧ください。

こちらの調整方針といたしましては、「生活保護に関する各種事務事業については、田原市の制度に統一する。」とするものでございます。

それでは、資料をめくっていただきまして178ページをご覧ください。

現在、両市町では、生活保護を受けられている方は46世帯61人でございます。田原市は市になりましたので、社会福祉法の規定によりまして、福祉事務所の設置が義務づけられ、従来、県で実施しておりました生活保護者の認定、あるいは生活保護費の支給に関する権限が市に移譲され、福祉事務所でこの事務を行っております。このほかにも福祉事務所では、知的障害者の施設への入所決定事務だとか、もろもろの福祉の措置の決定や実施に関する権限が移譲されております。

本件の生活保護に関する事務事業につきましては、現在、渥美町は窓口事務のみを行っておりますが、田原市に編入となり、新市において先ほどの事務を実施するものとするものでございます。

それでは、最後となりますが、協議第43号「その他の福祉事業の取扱いについて」協定項目番号25 - 14をご説明申し上げます。

資料の179ページをご覧ください。

こちらの調整方針といたしましては、「その他の福祉に関する各種事務事業については、田原市の制度に統一する。

ただし、これにより難しい場合は、両市町の実態に合わせ新市において調整するものとする。」とするものでございます。

それでは、資料の180ページから182ページをご覧ください。

まず、その他の福祉事業につきましては、記載のとおり8つほどの調整する事業がございまして、日本赤十字社費の納入、結婚相談事業、行政相談の3つの事務事業は、住民の皆様が相談に来られるのに年度で同じ制度で行ったほうが混乱もなく、適切な対応ができますので、合併年度は現行のとおりとし、翌年度以降に統一、調整をするものでございます。

共同募金、災害見舞金につきましては、合併後、すぐに田原市の制度で実施するものとし、

ホームヘルパーの養成事業につきましては、田原市のみが実施している事業でございまして、合併後は田原市の制度を適用し、新市において実施していくものでございます。

次に、福祉給付金につきましては、田原市のみが別途入院時の食事分の半額を支給しておりますので、合併後は田原市の制度に統一し、実施するものでございます。

次に、181ページから182ページにかけて記載されております福祉医療の5つの事業につきましては、ほぼ両市町とも同一の取扱いをしておりますので、田原市の制度に統一の上、引き続き新市において実施をしてまいりたいとするものでございます。

これらの事業を含めまして、その他の福祉事業についての総括的な調整方針といたしまして、田原市の制度に統一することを基本とし、調整をし、これにより難しい場合は両市町の実態に合わせ、新市において調整をしてまいりたいとするものでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

大変長くかかりましたが、以上で一括議題の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

議長

ご苦労さま。それでは、協議第36号の「窓口業務」から協議第43号の「その他の福祉事業」まで8件、ただいま説明がございました。一括で恐縮でしたが、何かご質疑、ご意見等ございましたらお出しいただきたいと思っております。

今までの開き落ししたことがありましたら白紙で結構ですので、協議事項について

	<p>てご質疑をいただきたいと思います。 はい、どうぞ。</p>
夏目委員	<p>細かいことで申しわけないんですが、協議第33号の120ページなんですが、120ページの上から2つ目に、前納報奨金というのがあるわけですが、これ、0.5%とって非常に高い率の報奨金ですよね。今、この時代、金利が大変低い時代でありますし、預金をしましてもこれだけの金利を確保するというのは大変難しい時代にあって、今、廃止をすることが多いのではないかと思うんです。それに、これが対象になりますのは固定資産税と住民税ぐらいのかなと思うんですが、我々サラリーマンというのは、確かに前納はいたしません、滞納はしないということですよ。こういったことから、口座振替制度というのを推進することによって、こういったものはもう廃止をすべきではないのかなというふうに思うんです。どの程度の支出があるのか、私、知りませんが、そういったことをもうちょっと検討もしていただいたほうが、この行政の合理化の時代にあっているのではないかというふうにちょっと思いましたので。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。 ただいまの件について、事務局。</p>
事務局長	<p>実は、この制度自体が市町としてどこも残っていて、それぞれ見直しをしてきて、田原市の制度としても時代に合わないということで、率を落としてきて0.5になってきた背景もございますが、行革などで必ずこういったのは出てきます。一方で口座振替も進んでいるものですから、対象件数は徐々に減ってきておるわけですが、今後の検討といたしましてご理解いただきたいと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございます。ひとつよろしく。 ほかに。 はい、どうぞ。</p>
岡本委員	<p>農業委員会ですけれど、地域の選挙区というのか、地域の範囲というのはどういう範囲をつくられる予定ですか。ちょっと教えてください。</p>
議長	<p>はい、どうぞ。</p>
事務局長	<p>本日提案いたしましたのは、地域の範囲を設けないで行うということでございます。選挙区は作りませんということで理解を。</p>
岡本委員	<p>そうすると、田原の定数と渥美の定数、決まってくるわけですが、それは、結局その地域と、今までの市町村で選出をされてくるわけですので。</p>
事務局長	<p>提案しましたのが、本日、合併の期日について10月で提案させていただいた。その前の7月に田原では選挙が行われますので、定数をそこで既に12で選挙を行ってしまう。そうしておいて、渥美町さんからはあらかじめ8人を互選していただいて、合併時に入ってきていただくというような提案でございますので、合計20名とするということでございます。そういう考え方で整理させていただきました。</p>

岡本委員	渥美のほうの8人は新しく、今の定数から8人に減らしていくと。
事務局長	そういうことです。互選をしていただくということです。
岡本委員	それは地域平均的にということではなしに、渥美は渥美として方法で。
事務局長	基本の考え方へ戻りますが、その20人を選んだのが各小学校区1人でどうだろうというのが基本でございますので、そういった選出をお願いしたいなということでございますので、ご理解いただきたいと思います。
岡本委員	将来的にもそういう考えですか。その辺はまだこれからですか。
議長	将来的には、私もこれを農業委員会へ質問してみた。将来的にもこれでいけるかと言ったら、いろいろまだ課題をたくさん持っておるので、20名でいくというのは、これはもう合意しておるものですから、これでスタートさせてもらって、新市で農業委員会行政をやっていって、それからまた、部会のこととか、今回、廃止しますけれど、全体のことはやってみて考えていきたいと、こういうふうに農業委員会が言っていましたから、今回はこれでスタートすると。次はまだちょっとわかりません。また、きっと多分相談されると思いますので。
岡本委員	はい、わかりました。
議長	はい、どうぞ。
小川委員	言い忘れたことがありますて、農業委員会は、今、田原市さんは女性が入ってみえるんですね。
議長	学識経験で1名、議会のほうで選出させていただいた。
小川委員	これはまた、新市になりましても、できましたら女性を登用していただけるような方向で、つい先日うちの渥美町の方からも陳情がありまして、前回の3町のとくにもやはり女性を登用していただきたいという、なかなか選挙のほうでは出づら部分がありますので、推薦、選任のほうで何とか女性を登用していただけるような方向で、また農業委員会のほうへお願いしたいなと思いますので、やっぱり男女共同参画と言われても、なかなか執行機関というのか、行政委員の中には女性が登用されませんので、なるべくそこを、やはりひとつ考えていただいて、お願いしたいと思いますので、これは要望でありますけれども、お願いいたします。
議長	はい、どうぞ。
原副会長	防災の関連ですが、田原市さんの制度に統一するというところで、大変ほっとしておるわけですが、先般の地震があったとき、また、台風等々で大変伊良湖岬も被害を受けておりますが、そういった中で、大変なおくれが生じたということで、報道等々も出されまして、十何分もおくれたということではありますが、それも解消され

	<p>ところがありますが、渥美半島は東と西へ伸びている半島でありまして、全国的にも珍しい地形をしておるわけでありまして、特に渥美の端っこのほうに来ますと、はるかに三重県南部の気象状況に近いという、伊勢湾もありますし、伊良湖水道と太平洋ということですので、そういったことで気象観測装置が廃止するという事になっておるんですが、いいのかなと。相当違いがあるというふうに思います。台風のとくもそうですが、特に地震は、台風等は予測できるんですが、大変なあの状況を見ましても、名古屋というところで見ると大分現実の違いがあるということもありますので、その辺、ちょっといいのかなという、これは専門的な知恵はありませんので、素朴な質問かもしれませんが、ちょっとその辺をお願いしたいといます。</p>
議長	はい。
事務局長	<p>実は、気象の観測装置につきましては、幹事会のほうでも検討がなされて話題になりました。確認を取ったわけですが、その前に、124ページのほうに新総合通信ネットワークという、県だとかほかの団体等をつないだ設備がございます。そこで対応ができて、例えば、渥美町のほうが支所になったとしても、いろいろな気象観測はできます。できるものですから、消防にあるものはいいだろうということで、十分対応ができるだろうということで、こういった廃止するという案が出てきておりますので、特に支障はないと思われます。</p>
原副会長	その違いが情報として上がっていかなくなるということを心配しましたが、ありがとうございました。
議長	ほかに。 はい、どうぞ。
鈴木委員	<p>137ページの医師等の報償費というんですが、これ、医師会というのは1時間3万5,700円も取っておるだね。これは随分高いね。</p> <p>その下ですが、その他については何かまちまちのようではありますが、これを田原市の制度に統一するというのは、これは何か決めたことがあるのでしょうか。どんなふうに算定されておるか、ちょっとその辺を聞かせてください。</p>
議長	はい、どうぞ。
事務局長	<p>その他のところを見ていただきますと、田原市と渥美町の違いが、渥美町のほうが1回だとか、1時間単位だとかはなっていますが、田原市は統一して1日7,600円ですと。助産婦、保健師、看護師、歯科衛生士等。それに対して、そこらで比較いたしますと、渥美町さんのほうが1日7,360円ぐらいですか、歯科衛生士さんが。その辺が報償費の違いが若干出ておりますけれど、これは総合的に見て田原市の制度にさせていただいて、検討していくという方針が出ておりますのでご理解をいただきたいといます。</p> <p>違いがそれぞれ出たというのは、それぞれの話し合い、1日の契約時間の関係、そういったものがあるかと思います。</p>

鈴木委員	そこはいいけど、その下の心理相談員というのは。
事務局	<p>この方はそれぞれ資格のある方でございます。報償費というのは、いわゆる1日の謝礼の扱いになるかと思えます。来られる場所によって、ある程度費用弁償的なものも含んでそれぞれ出しておりますので、どうしても違いが出ておるようでございます。来ていただく方が名古屋だとか、豊橋だとかによってちょっと1日当たりの報償費も違うようでございます。そういったことを聞いております。その辺は今後統一して方針が出てくると思えます。</p>
議長	<p>ほかにいかがですか。</p> <p>それでは、時間もまいりますので、以上で提案事項の説明とさせていただきたいと思えます。</p> <p>それでは、続いて恐縮ですが、その他、新市建設計画のほうへ入りたいと思えます。事務局、説明をしてください。</p>
事務局長補佐 大谷紀夫	<p>新市建設計画について、現在の作業状況を、そして、策定までに至る今後の予定と、これに関連し、当面の協議会の開催予定につきまして変更とお願いをさせていただきます。</p> <p>現在の作業状況は、今まさに主要事業の調整並びに県要望事業の調整を並行しているところでございまして、主要事業の調整は大詰めの段階になっており、県要望事業の回答については、こちらとして来週早々に回答がいただけるようお願いをしているところでございます。</p> <p>これが来週早々に、順調に回答がいただければ、回答結果を見ながら、主要事業と併せてこれに対応する計画書本文の記載に移れますので、これを早急に仕上げ、事前協議案の確認の協議会を開催させていただきたいというふうに思っております。</p> <p>それで、今回の資料送付に合わせ、そのための勉強会を10月21日の9時でお願いをいたしました。これは予定どおり行いますが、その後、11時から協議会をというふうでお願いをしておりましたが、都合によりまして、10月26日火曜日、10時からの開催をお願いしたいと思いますので、たびたびの変更、追加のお願いで恐縮でございますが、ご都合を何とかつけていただきますよう、お願いを申し上げます。10月21日の9時から勉強会、10月26日の10時から協議会という格好でございます。</p> <p>なお、さらに先の予定といたしましては、仮に10月26日に事前協議案のご確認をいただければ、直ちに県との事前協議を始め、できるだけ早く回答をいただき、変更案の作成、本協議案の確認、本協議の開始、本協議の回答をいただき、そして、策定と。なかなか行ったり来たりになりますが、こうした段取りになりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>以上で、建設計画に絡む、今回、ご報告とさせていただきます。次回に詳しいご説明をさせていただきますので、よろしくご理解いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、お聞きのように、新市建設計画の勉強会を10月21日に行いたいということでございます。それから、合併協議会のほうは、次回は10月26日に変更をお願いいたします。よろしくご報告とさせていただきます。次回に詳しいご説明をさせていただきますので、よろしくご理解いただきますようお願い申し上げます。</p>

	<p>す。</p> <p>この件、何かご意見ございますか。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
小川委員	<p>次回の26日に今回提案された提案事項は確認ということでいいですよ。</p>
議長	<p>事務局、それでいいですか。</p>
事務局長補佐 大谷紀夫	<p>その次の会と考えております。</p>
小川委員	<p>そうすると11月の。</p>
事務局長補佐 大谷紀夫	<p>ええ。それで、11月以降はまた県との関係、あるいは皆さんの予定等調整しまして、できるだけ早く、改めてお知らせしてまいりたいと思いますので、若干、今、11月以降未定になっておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思います。</p>
小川委員	<p>そうすると、新市建設計画の事前協議案だけをこの26日にということですね。</p>
事務局長補佐 大谷紀夫	<p>はい、そういうことです。</p>
議長	<p>お聞きのとおりでございますので、10月26日は新市建設計画の協議会を開催するということですよ。</p> <p>ほかに何かお気づきの点ございますか。</p> <p>それでは、事務局、ほかに何かお願ひしたいことがありますか。</p>
事務局長	<p>次回以降の日程につきましては、今申しましたとおり21日の勉強会、それから、26日の協議会でお願ひしたいと思います。</p> <p>それから、もう1点、私のほうから、合併の講演会でございますが、本日、この後、6時半から渥美町文化会館文化ホールで山本雄二郎先生をお迎えして「今ふるさとを想う」と題しまして、ご講演がございます。よろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>それから、もう1点、お手元に配付させていただきました合計3回計画した最後でございます。当協議会の顧問でございます河合秀敏先生に10月26日、協議会を予定した日でございますが、午後6時半から、今度は田原の文化ホールで「渥美半島の人と自然」と題しまして講演を予定しております。ご予約をお願ひ申し上げます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、事務局のほうから以後の日程の予定がございました。</p> <p>本日の協議は以上でございますが、せっかくの機会ですから、何かこの際、ご意見、ご発言がありましたらお願ひをいたします。</p> <p>はい、どうぞ。</p>

山本委員	<p>今、合併協議会が10時から、それからまた、講演会が6時半からということで報告がありました、6時に来るですね、大体。これを見ると、何か夕方にやってもらって、そのままやれるような状態はできませんか。無理ですか。</p>
事務局長	<p>大変申し訳ありませんが、この日程でお願いしたいと思います。</p>
議長	<p>よろしいですか。すみませんね、ご意見が通らなくて申しわけない。何かほかにございますでしょうか。</p> <p>それでは、どうもご協力大変ありがとうございました。本日もたくさんのご提案申し上げました。次回もよろしくお願ひ申し上げたいと思います。</p> <p>なお、次回は勉強会ということでございますので、新市建設計画の内容等についてひとつお時間をいただきたいと思います。</p> <p>それでは、本日はこれで終わりますが、今日は午後6時半から渥美町の文化会館で山本雄二郎先生をお迎えしての講演でございます。どうか皆様全員のご出席をお願ひ申し上げて、閉会といたしたいと思います。</p> <p>どうも、大変ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">午後4時10分 閉会</p>